

児童・保護者の皆さま

軽井沢町教育委員会
こども教育課児童係

「放課後子ども教室」について

放課後子ども教室は、子どもたちが心豊かで健やかに育まれるために地域の方々の協力を得て、学習や様々な体験活動・交流活動、遊びを行う安全で楽しい放課後の居場所です。子どもたちの主体性を大切に、子どもたちにとって、「居たい」「行きたい」「やってみたい」居場所となるよう取り組んでいます。

1 利用対象

軽井沢町内の小学校（軽井沢風越学園含む）に在籍する児童
軽井沢町に住所のあるサミットアカデミーエレメンタリースクール佐久に通学する児童

2 実施場所及び利用対象児童

東地区児童館（東部小学校敷地内）…東部小学校区域の小学校に在籍する児童
中地区児童館（中部小学校敷地内）…中部小学校区域の小学校に在籍する児童
西地区児童館（西部小学校隣接）…西部小学校区域の小学校に在籍する児童
※軽井沢風越学園に在籍する児童は原則、学校又は自宅の所在地域にある放課後子ども教室を利用させていただきます。
※サミットアカデミーエレメンタリースクール佐久に在籍する児童は原則、自宅の所在地域にある放課後子ども教室を利用させていただきます。

3 実施日・実施時間・利用料

(1) 実施日・実施時間

- ①平日の下校時刻～午後 6 時まで
- ②土曜日・長期休業(夏休み・冬休み・春休み) 午前 8 時 30 分～午後 6 時まで
※ 自力帰宅の場合は安全上、季節に合わせ帰す時間が変わります。
※ 保護者の就労・介護等理由がある場合には午後 6 時 30 分まで延長可能です。

(2) 開設しない日

- ①日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）
- ②自然災害等で学校が休校になった日、及び自然災害等で学校が児童を保護者に直接引き渡すことになった日

(3) 利用料

原則無料（活動内容により実費を負担していただく場合もあります。）

4 教室の利用方法

- (1) 事前の登録が必要です。「軽井沢町放課後子ども教室推進事業登録簿」を利用する児童館に提出し、初めて登録する児童がいる保護者は、放課後子ども教室支援システム コドモン（以下「コドモン」）のアプリを取得してください。
- (2) 翌月の出欠申請、お迎え時間等を「コドモン」より連絡してください。
※ 利用児童の人数により職員配置等を調整するため指定の期日までにお申し込みください。
- (3) 利用予定日の利用時間直前の欠席や帰宅時間・帰宅方法の変更、緊急を要する連絡等は、直接児童館へお電話にてご連絡ください。（児童への電話取次や呼び出しはできません。）

5 放課後子ども教室での過ごし方 ※詳しくは別紙をご覧ください。

- (1)自由に過ごす …一人ひとりの子どもたちが過ごし方を自分で考え決められるようサポートします。決めた過ごし方を尊重し、安全に過ごせるよう見守ります。
- (2)学習 …自由に過ごす居場所なので学習の時間は設けませんが、いつでも学習ができるスペースを確保し、自主的な学習への取り組みを促します。
- (3)体験教室 …地域の方の協力を得て、スポーツ、工作、手話、伝統行事、文化・芸術等の体験や交流の機会を提供します。(申込制。全員参加の場合もあります。)

6 スタッフ

- (1)児童厚生員 …保育士、幼稚園教諭又は教員免許を有する職員が、児童が安全で安心して活動できるよう児童の活動全般に寄り添い支援します。
- (2)児童厚生員補助 …児童が安全で安心して活動できるよう見守ります。
- (3)児童館長 …児童館内外の安全管理及び放課後子ども教室の運営を指揮します。
- (4)コーディネーター…児童館長と共に、小学校等関係機関及び地域の方やボランティア等との連絡調整、協力者の確保、相談等を行います。
- (5)体験教室講師、みらい子育てクラブ軽井沢、ボランティア等地域の方々

7 その他

(1)帰宅は保護者の責任において行ってください。

安全管理上、指定した帰り方で帰宅できるよう、登校前、来館前に保護者が責任を持ってお子さんと確認してください。

- ・お子さんを自力帰宅させる場合は、帰宅経路、交通安全、不審者対応等の指導をお願いします。
- ・お子さんがバス通学の場合は、バス停までの行き方、待ち時間の過ごし方等安全指導をお願いします。
- ・お迎えの際、車は児童館指定の駐車場をお使いください。また、必ず職員に声をかけてから帰宅してください。

(2)ケガや事故等の対応

- ・児童館では、医療行為は行えません。ケガや事故等が発生した場合には応急処置程度の対応をし、保護者に連絡いたします。必要な場合には救急車の要請をいたします。
- ・利用中の児童がケガ等で医療機関に受診した際に適用となる傷害保険に加入します。手続きは教育委員会が一括（公費負担）で行います。

(3)禁止等事項

休日の昼食以外の食べ物やゲーム等、学校で禁止されている物の持ち込みは禁止です。

ただし、水分補や風邪予防のため、お茶か水を水筒に入れて持って来てください。

- ・禁止されている物等を持ち込んだ場合には事務室で預かることもあります。

(4) 放課後子ども教室は児童館に併設しています。児童館を利用する方にも気持ちよく利用していただけるようご理解・ご協力をお願いします。

以上

放課後子ども教室での児童の過ごし方について

子どもたちを取り巻く状況が日々大きく変化している中、子どもたちには、生涯にわたって成長するために支えとなる「主体性」を育むことが求められています。

軽井沢町教育委員会では、放課後子ども教室が子どもたちにとって、自分で考え、判断して、行動できる「主体性」を育む、「居たい」「行きたい」「やってみたい」居場所となるよう下記のとおり取り組んでいきます。

「自由に過ごす」ことについて

令和7年度からは、「自主性」、「主体性」を育むため、子どもたちが自分で考えた過ごし方で、自由に過ごすことを保障し、「居たい」「行きたい」「やってみたい」が実現できる居場所になるよう支援していきたくと考えています。はじめは、何をしたいのかわからず館内を歩き回るだけだったり、何もせずボーとしているだけかもしれませんが、自分の周りにあるものをじっくり観察して「何をしようか」と考える時間、機会こそが大切だと考えます。子どもが「何していいかわからない。」「暇でつまらない。」と言ってきてもあれこれ提案せず、「なんでもやりたいことを見つけてやってみれば良いよ。」と意識して声かけし、じっくり見守りながら待つ、そんな支援を心がけていきます。

また、仲間と「遊ぶ」ことは、自主性、協調、共感、役割、責任、他者とのかわり方を身につける、活動と学びの原点です。更に「自由な遊び」は、好奇心・探求心を養い、集中力、工夫する力、創造する力、想像力、コミュニケーション能力など、人としてより良く生きていくための基礎を培います。令和7年度は、「自由に遊ぶ」ことができるきっかけ作りとして、低学年の希望者を対象に、地域の方々の協力を得て様々な遊びが体験できる「遊びクラブ（仮称）」を実施していきます。この体験が毎日の過ごし方の選択肢を広げ、「やってみたい」につながることを期待しています。

「学習」について

これまでは来館してからの約30分を学習時間とし、宿題や予習・復習、読書など静かに座って取り組むことを「きまり」として学習習慣の定着を図ってきました。しかしながら、集団の中では集中できない、学習をしてからだとやりたいことができない等、「きまり」が苦痛で、「居たくない」「行きたくない」居場所となってしまう児童がいることも感じていました。

「学習」は大切です。令和7年度からは従前のような一斉に学習時間を設定することはせずに、子どもたちが自分に合った時間や場所で「主体的」に学習に取り組むことを促していきます。学習に向かう児童には、学習スペースを確保し寄り添い支援して学習習慣の定着を図っていきます。

「体験教室」について

令和6年度は、地域の方々の協力を得て、スポーツ、工作、手話、伝統行事、文化・芸術等の体験や交流の機会を提供してきました。

令和7年度も、子どもの興味や関心を引き出し、子どもたちが夢中になって取り組む体験、心を動かされる体験、体験を通して気づきや学びが得られる体験を、子どもたちの「やってみたい」の声も反映させて計画していきます。また、講師やボランティア等、体験教室を通して出会う、地域の信頼できる大人との交流は、自己肯定感を高め社会性を育みます。ここでの出会いが、「将来のありたい自分」を描く一助になることを願っています。

放課後に過ごす時間は、子どもたちにとって限りある貴重な時間です。放課後が充実したかけがえのないものとなるようご支援・ご協力をお願いいたします。